（別紙２）計画変更床面積算定準則（平成11年４月28日建設省住指発第202号）

第一　建築基準法施行令第10条第２項第２号又は第４号に規定する計画の変更に係る部分の床面積（増加する部分を除く。）は次のとおりとする。

　１　次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係る部分の床面積として算定する。

　　一　敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更　申請に係る建築物の建築面積

　　二　建築面積の変更　変更される建築面積

　　三　高さ又は階数の変更　高さが変更される部分の床面積又は変更される階の床面積

　　四　床の変更　変更される部分の床面積

　　五　階段の変更　変更される部分の水平投影面積

　　六　柱、はり又はけたの変更　当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積（変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする（次号において同じ。）。）

　　七　壁の変更　当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積

　　八　屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更　変更される部分の水平投影面積

　　九　開口部の変更　変更される開口部の面積

　　十　土台、基礎又は基礎ぐいの変更　土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにあっては柱に準じて算出された面積

　　十一　小屋組の変更　変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積

　　十二　斜材　変更される部分の水平投影面積。ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積とする。

　　十三　建築設備（建築基準法第87条の２第１項に該当するものを除く。）の変更　変更される建築設備の水平投影面積。ただし、防煙壁の変更にあっては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積

　２　前項各号に掲げる変更以外のもの（当該建築物の計画に前項各号に掲げる変更が含

まれる場合を除く。）にあっては、30㎡以下であるものとして取り扱うものとする。

第二　第一の規定により算定した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積

の合計を超える場合にあっては、変更前の計画の床面積の合計を上限とする。

（別紙３）計画変更床面積算定表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 計画変更事項 | 計画変更の有無 | 変更事項 | 変更に伴う床面積（算定式記入） |
| １項一　敷地が接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は建築物の位置の変更 | 有・無 |  | ㎡ |
| 二　建築面積の変更 | 有・無 |  | ㎡ |
| 三　高さ又は階数の変更 | 有・無 |  | ㎡ |
| 四　床の変更 | 有・無 |  | ㎡ |
| 五　階段の変更 | 有・無 |  | ㎡ |
| 六　柱、梁又は桁の変更 | 有・無 |  | ㎡ |
| 七　壁の変更 | 有・無 |  | ㎡ |
| 八　屋根、軒、軒裏、庇又は天井の変更 | 有・無 |  | ㎡ |
| 九　開口部の変更 | 有・無 |  | ㎡ |
| 十　土台、基礎又は基礎杭の変更 | 有・無 |  | ㎡ |
| 十一　小屋裏の変更 | 有・無 |  | ㎡ |
| 十二　斜材の変更 | 有・無 |  | ㎡ |
| 十三　建築設備（法第87条の２第１項に掲げるものを除く。）の変更 | 有・無 |  | ㎡ |
| ２項　前各号以外の変更 | 有・無 |  | ㎡ |
| 　　　前２項以外　平面計画の変更 | 有・無 |  | ㎡ |
| 　　　〔１項＋２項〕　　　小　計（Ｓ１） | Ｓ１の床面積の計算について、Ｓ２の床面積を超える場合は、変更前の計画の床面積が上限となるため、Ｓ２の床面積を超えた時点で計算を止めてよいこととする。 | ㎡ |
| 　変更前の計画の床面積　　　　　　（Ｓ２） | ㎡ |
| （ａ）計画変更床面積の小計　　【Ｓ１orＳ２の小さい方の床面積の１／２】 | 　　　　　㎡×１／２＝　　　　　　　　㎡ |
| （ｂ）床面積の増加面積 | ㎡ |
| 　算定した変更に係る部分の床面積の合計 | （ａ）＋（ｂ）＝　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㎡ |
| 　計画変更申請手数料 | 円 |

（注記）

１　準則第一第１項各号又は第２項に該当する変更がある場合は、変更事項欄にその内容を記載してください。

２　準則第一第１項各号及び第２項（前項）以外の変更で、平面計画の変更（間取り、避難施設等の部分的な変更）にあっては、当該変更に係る床面積の合計とします。

３　変更の内容が第一第１項各号及び第２項並びに前２項以外の項目の複数に該当する場合は、項目ごとの床面積の合計とします。ただし、変更部分が重複して該当する場合は、当該重複している部分の床面積を加算しません。

４　変更に伴う床面積の算定については準則に従い算定してください。なお、不明な点がありましたら総合事務所等へお問い合わせください。